



參 考 資 料

資料 1

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共

同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十四条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄**(施行期日)**

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間から的人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間から的人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

資料2

越前町男女共同参画推進条例

平成22年 3月25日公布
条例第1号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 男女共同参画を進めるための
 基本的施策（第9条—第14条）
- 第3章 越前町男女共同参画審議会
 （第15条—第17条）
- 第4章 雜則（第18条）
- 附則

前文

豊かな自然環境や古くから継承されてきた歴史・伝統文化が数多く存在している越前町は、その特性を活かし「人と技 ^{みどり} 海土里織りなす 快適なまち」を実現するため、町民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女の人権は、性別にかかわりなく尊重されなければならないとし、男女共同参画社会基本法を制定した。そして、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、様々な施策の推進を図っている。

そこで越前町でも、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って生き生きと暮らせるまちづくりを進める必要がある。

よってここに、町、町民及び事業者が一丸となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにし、事業者の連携のもと、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的言動により、相手の尊厳を傷つけ、生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

- (5) 町民 町内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (6) 事業者 町内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念により行う。

- (1) 男女が性別に関わりなく一人の人間として認め合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
- (2) 社会で活動を行う上で、性別による役割分担や慣習等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
- (3) あらゆる場において、男女が対等な立場で参画できる機会を積極的に提供されること。
- (4) 家族が互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行い、かつ、職場及び地域における活動ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他性に関することについて、互いの意思を尊重して健康な生活ができるようにすること。
- (6) あらゆる学習の場において、人権の尊重と平等の意識が重んぜられること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を重要な施策として位置付け、前条に定める基本理念に従い、男女共同参画を推進する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念を十分理解し、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の連携)

第6条 事業者は、基本理念を十分理解し、その事業活動において、町が実施する男女共同参画を推進するための施策と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による不当な差別的扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する配慮)

第8条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定める。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ長期的に講ずべき施策の基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必

要な事項

- 3 町長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する越前町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。基本計画を変更したときも、また同様とする。

(町民及び事業者への支援等)

第10条 町は、男女共同参画を推進するために、町民及び事業者に対し支援又は措置を講ずる。

(啓発活動)

第11条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、地域、職場、学校、その他社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を積極的に行う。

(相談及び苦情の処理)

第12条 町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関し、町長に相談及び苦情（以下「相談等」という。）を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による相談等のほか、町民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する人権侵害について、その旨を町長に申し出ることができる。
- 3 町長は、前2項の規定により相談等の申出を受けたときは、当該相談等に適切かつ迅速に対応する。
- 4 町長は、相談等に対応するにあたり必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力しなければならない。
- 5 町長は、前項の調査結果により必要があると認めるときは、関係者に対し、適切な指導助言を行うとともに、国、県、他の関係機関と協力を図り、必要な措置を講ずる。
また、必要があると認めるときは、越前町男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

(推進体制の整備)

第13条 町長は、男女共同参画を推進するための体制及び措置を講ずる。

(年次報告)

第14条 町長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越前町男女共同参画審議会

(設置)

第15条 町長は、基本計画その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、越前町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議し、町長に答申する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、町民、事業者の代表者、学識経験者及びその他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雜則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する町の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

資料3

越前町男女共同参画推進条例施行規則

平成22年3月25日

規則第3号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 相談及び苦情の処理（第2条—第4条）
- 第3章 越前町男女共同参画審議会（第5条—第10条）
- 第4章 雜則（第11条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、越前町男女共同参画推進条例（平成22年越前町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 相談及び苦情の処理

(相談及び苦情の申出)

第2条 条例第12条第1項及び第2項に規定する相談及び苦情（以下「相談等」という。）の申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、相談申出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。
(相談等の処理)

第3条 町長は、前条に規定する相談等を処理したときは、相談の申出に対する回答書（様式第2号）により、その結果を申出者に通知するものとする。

2 町長は、相談等の処理において必要があると認めるときは、申出に係る施策を行う町の他の執行機関に対し、関係資料の提出又は説明を求めることができる。

(処理しない申出)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する申出については、処理しないものとする。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行った事項
- (4) 相談の申出に係る処理の結果に関する事項
- (5) この制度の趣旨から受け付けることが適当でないと認められる事項

第3章 越前町男女共同参画審議会

(審議会の会長等)

第5条 条例第15条に規定する越前町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への関係者の出席等)

第7条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員の解職)

第9条 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めたとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めたときは、これを解職することができる。

(審議会の庶務)

第10条 条例第12条に規定する相談等の申出の受付及び審議会の庶務は、男女共同参画・人権室において処理する。

第4章 雜則

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料4

越前町男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

NO	氏名	性別	所属名称等	備考
1	おおもり 森 慎子	女	仁愛大学教授	会長
2	しんたに 谷 孝雄	男	越前町商工会	副会長
3	たかはし 橋 政嘉	男	越前町区長会連合会	
4	すぎもり 森 保子	女	丹生地区人権擁護委員会	
5	さわよし 澤 善英	男	越前町社会教育委員の会議	
6	うえだ 田 守	男	越前町校長会	
7	こやま 山 正善	男	えちぜん男女共同参画 まちづくり推進員会	
8	たかはら 原 昭子	女	越前町男女共同参画 ネットワーク	
9	なかほ 仲 保チエコ	女	公募者	
10	ないとう 内藤 尚子	女	公募者	

資料5

えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 男女がともに協力して行う住民の主体的な地域活動を通して、本町における男女共同参画社会の形成に資するため、えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会（以下「まちづくり推進員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 まちづくり推進員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画のまちづくりを推進するための方策を検討し、実施すること。
- (2) 町の男女共同参画推進基本プランの策定等について協議すること。
- (3) 町の男女共同参画に関する施策の推進に協力し、普及啓発を図ること。

(構成)

第3条 まちづくり推進員会は推進員30名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に意欲のある人
 - (2) 積極的に地域において活動している人、又は活動しようとしている人
 - (3) その他町長が認める者
- 2 上記条件を満たす者で、議会代表者、地域代表者、各区長推薦者、企業代表者（企業長が推薦する者）、一般公募者で構成する。
- 3 前項の場合における推進員の推薦については、男女の数に配慮するものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年間とし、期間は、前条の委嘱する日の属する翌年度末をもって終了するものとする。なお、再任は妨げないものとする。

(会長および副会長)

第5条 この会に会長1名および副会長2名を置き、推進員の互選によって定める。

- 2 会長は、必要に応じ推進員を招集し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会長は、必要に応じ、推進員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 まちづくり推進員会の庶務は、男女共同参画・人権室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は平成17年 8月17日から施行する。

この要綱は平成22年12月 2日から施行する。

この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。

資料6

男女共同参画に関する町民意識調査結果

(1) 調査の概要

○調査対象 越前町在住の2,000人を無作為抽出

○調査期間 平成27年8月

○調査方法 郵送による配布・回収

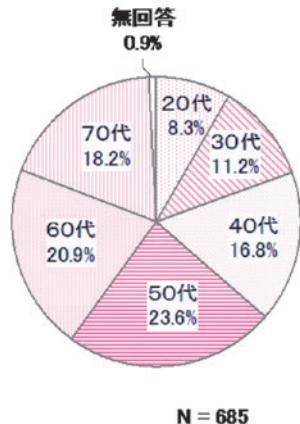
○回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000通	685通	34.3%

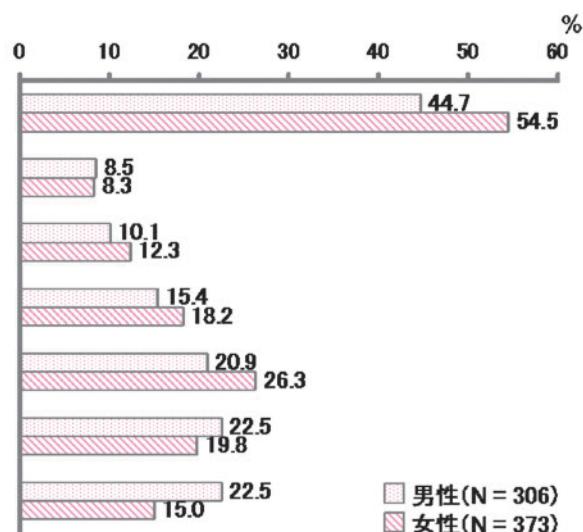
(2) 回答者の属性

1. 年代

「50代」の割合が23.6%と最も高く、次いで「60代」の割合が20.9%、「70代」の割合が18.2%となっています。



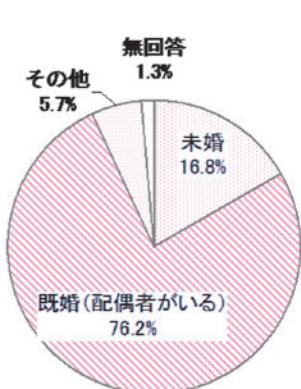
全体



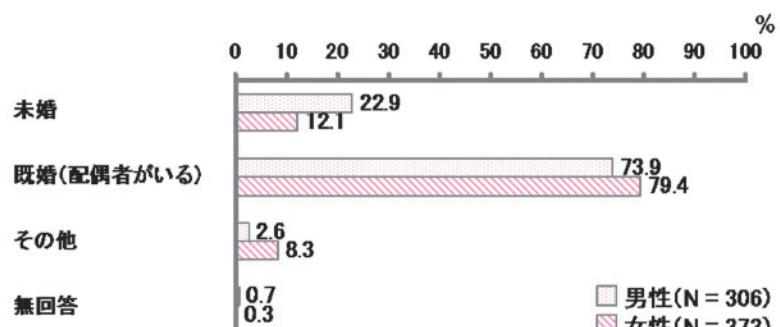
※無回答の方が0.9%います。

2. 結婚

「既婚（配偶者がいる）」の割合が76.2%、「未婚」の割合が16.8%となっています。

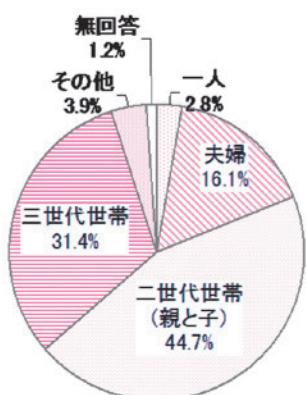


N = 685

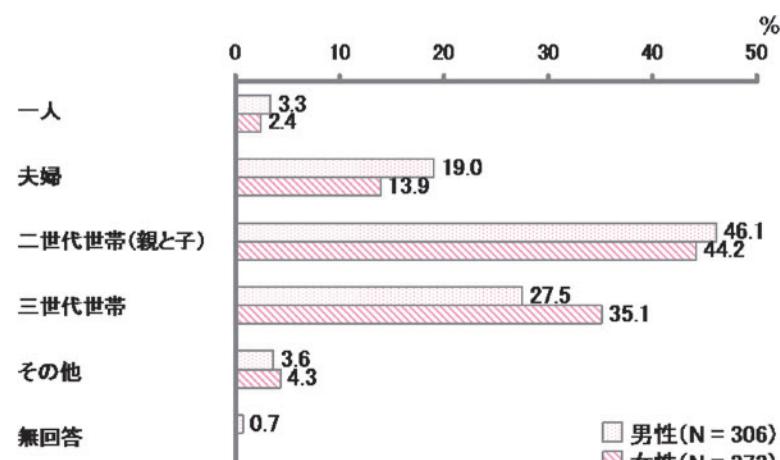


3. 家族構成

「二世代世帯（親と子）」の割合が44.7%と最も高く、次いで「三世代世帯」の割合が31.4%、「夫婦」の割合が16.1%となっています。

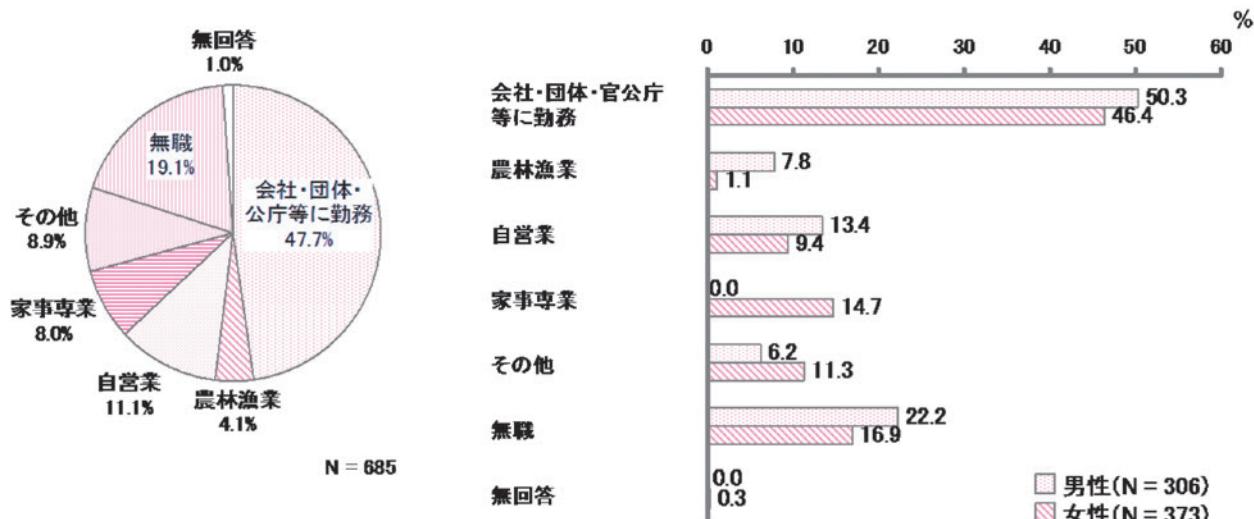


N = 685



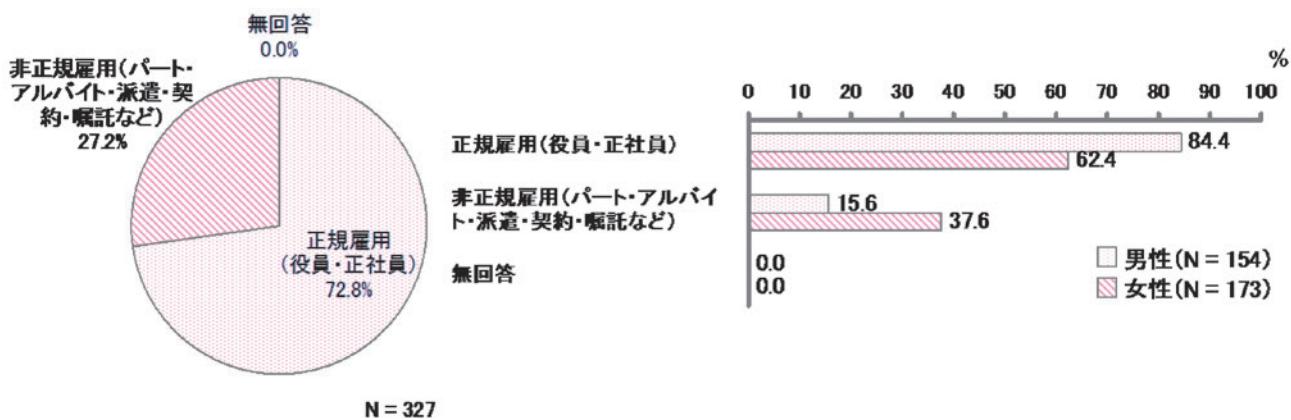
4.仕事

「会社・団体・官公庁等に勤務」の割合が47.7%と最も高く、次いで「無職」の割合が19.1%、「自営業」の割合が11.1%となっています。



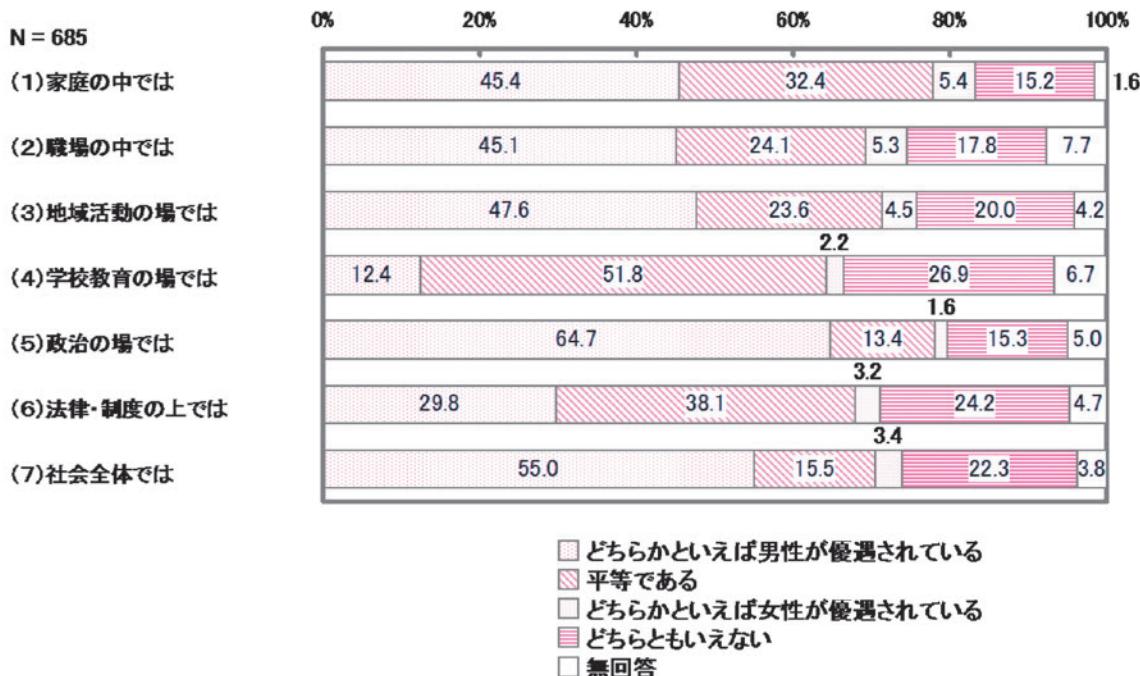
5.就労形態

「正規雇用（役員・正社員）」の割合が72.8%、「非正規雇用（パート・アルバイト・派遣・契約・嘱託など）」の割合が27.2%となっています。



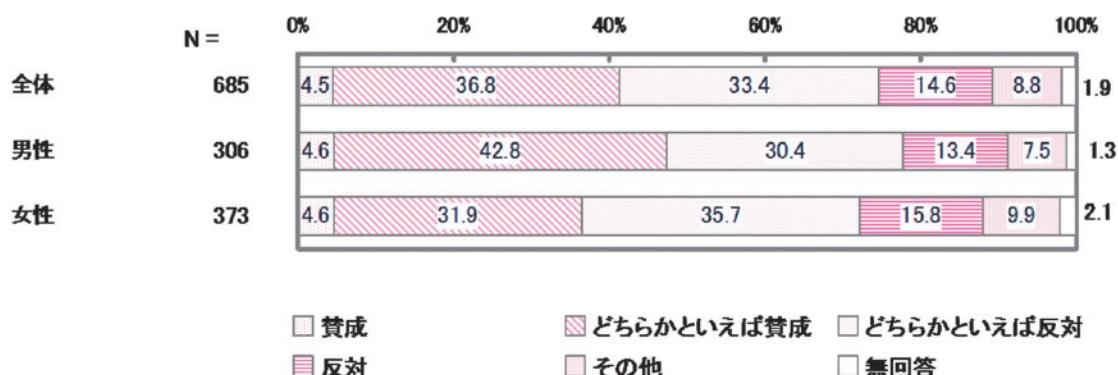
(3) 男女共同参画に関する意識について ● ● ● ● ● ● ●

問 次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

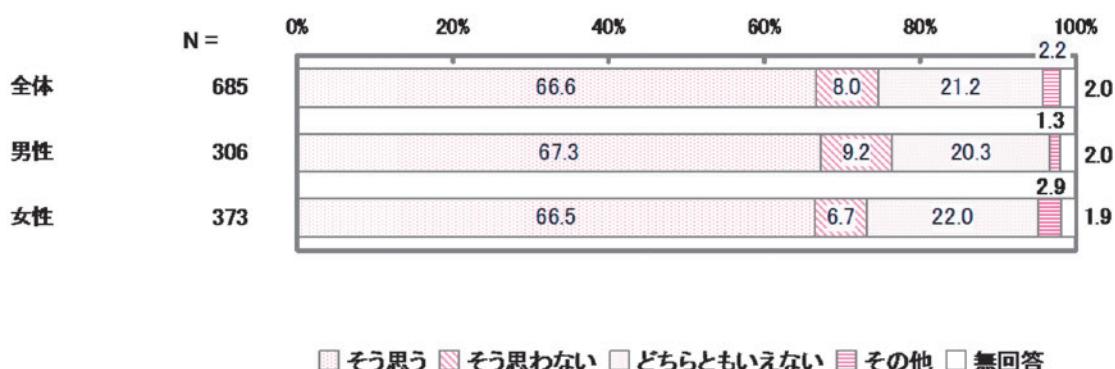


(4) 家庭生活等について ● ● ● ● ● ● ●

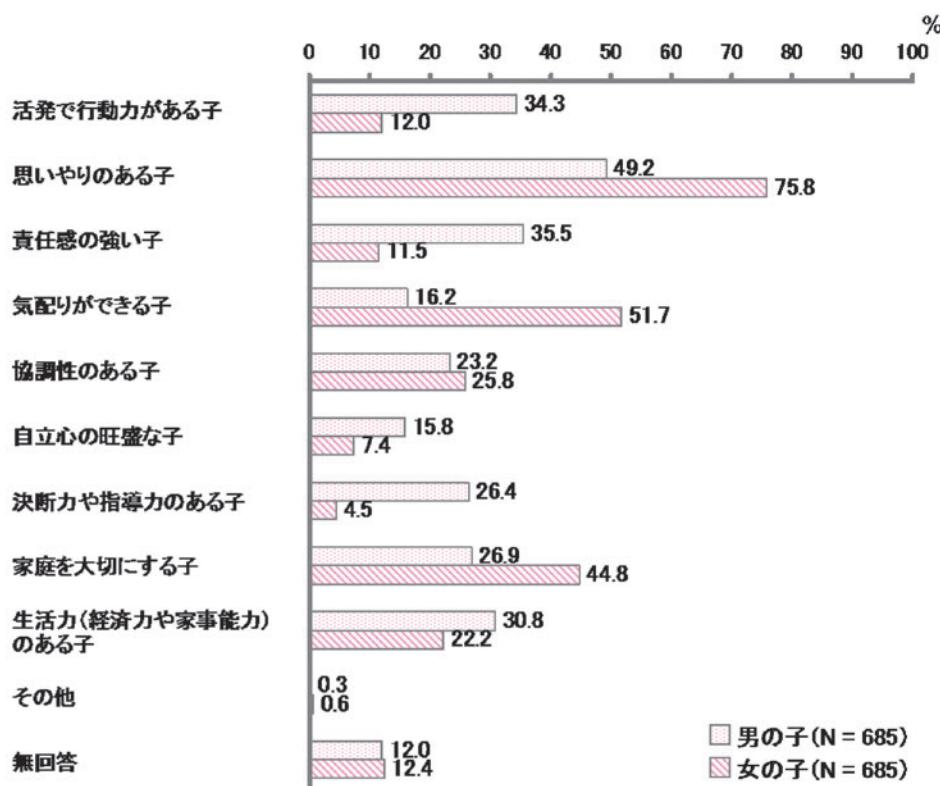
問 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどう思いますか。



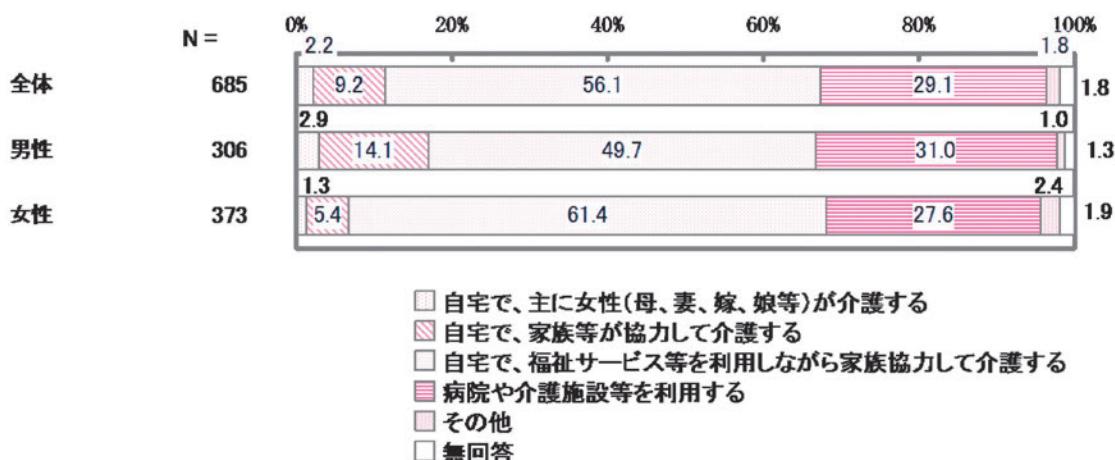
問 「男性も子育てや介護・家事に関わり、家庭と仕事の両立を図るようにしたほうが良い」という考え方について、あなたはどう思いますか。



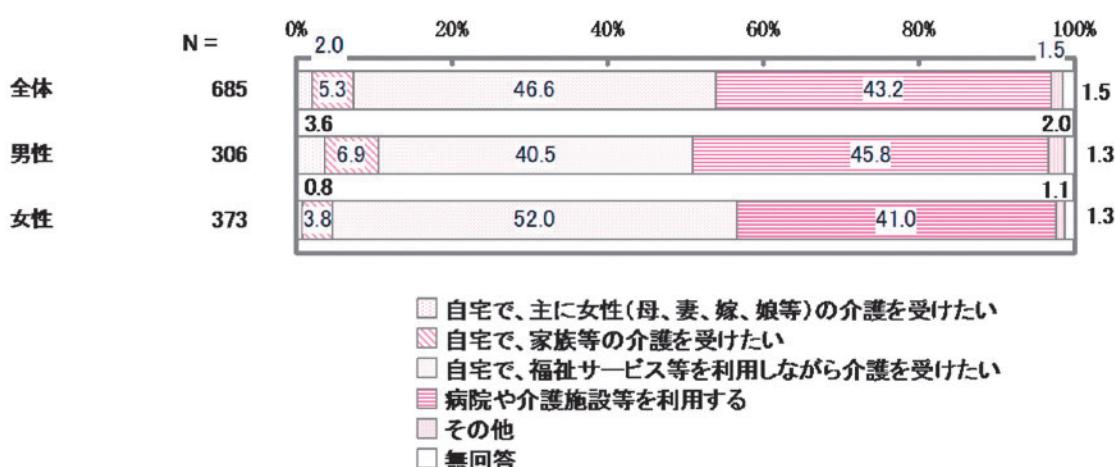
問 あなたは、お子さんをどのように育てたいと思いますか。(複数回答可)



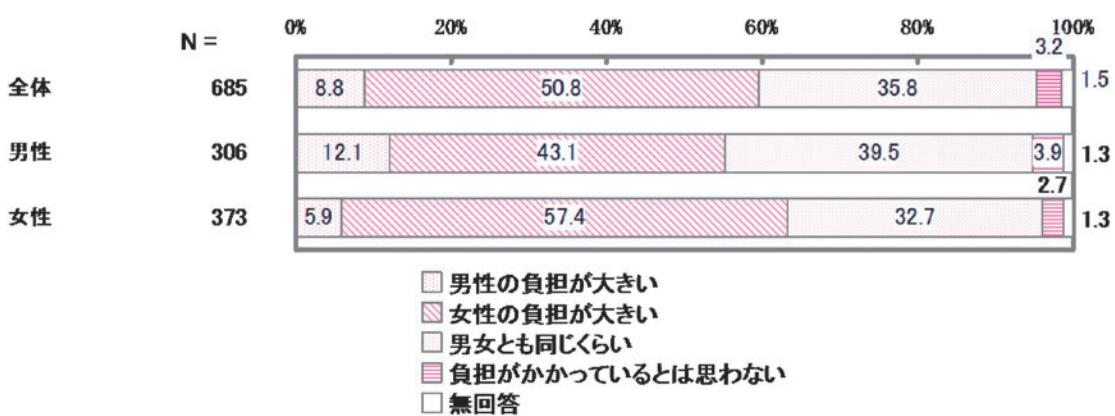
問 仮に、あなたの家族に介護が必要になったとき、どのような介護をしたいとお考えですか。



問 仮に、あなたの体が不自由になったとき、どのような介護を受けたいとお考えですか。

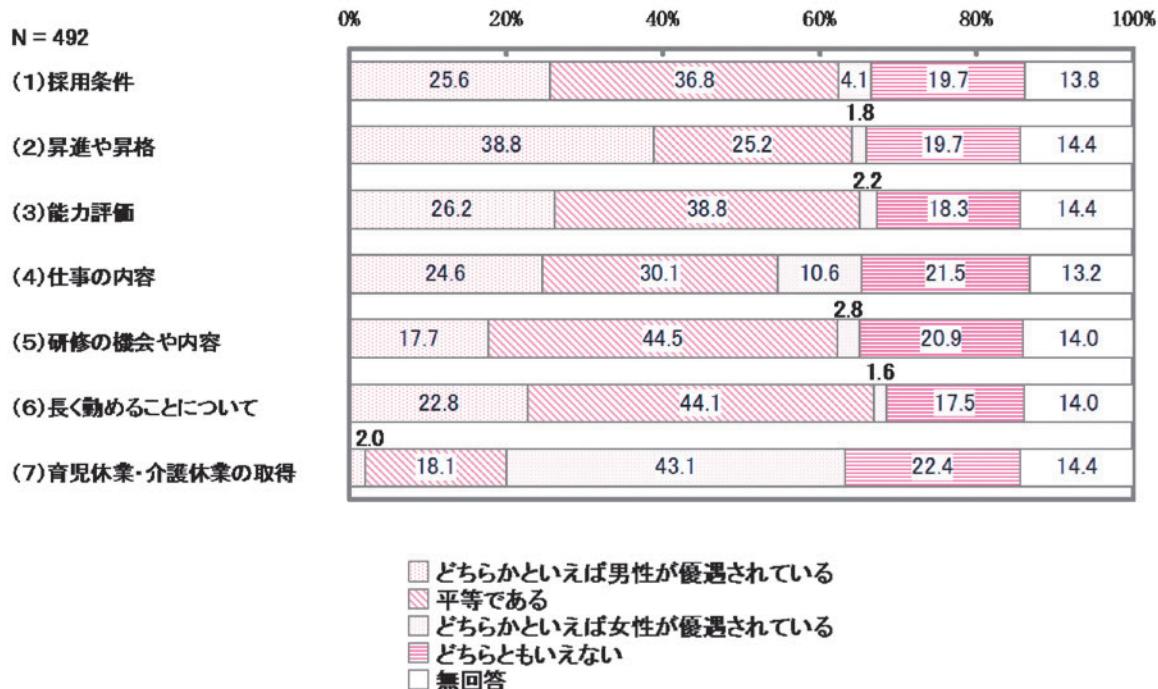


問 あなたは、家庭の行事（法事など）で、男性と女性どちらの方に多く負担がかかっていると思いますか。

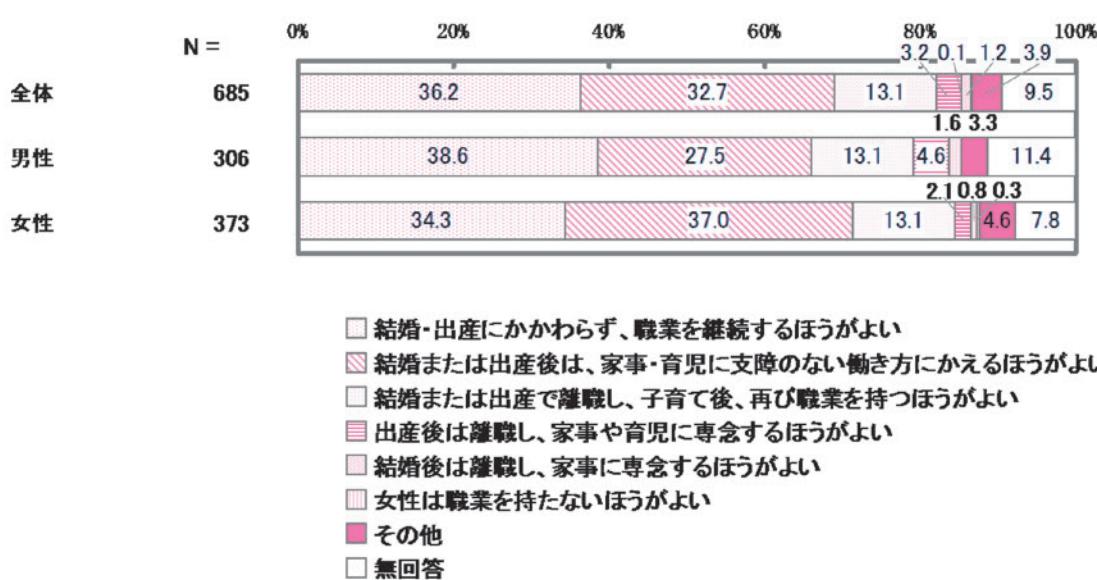


(5) 就業について

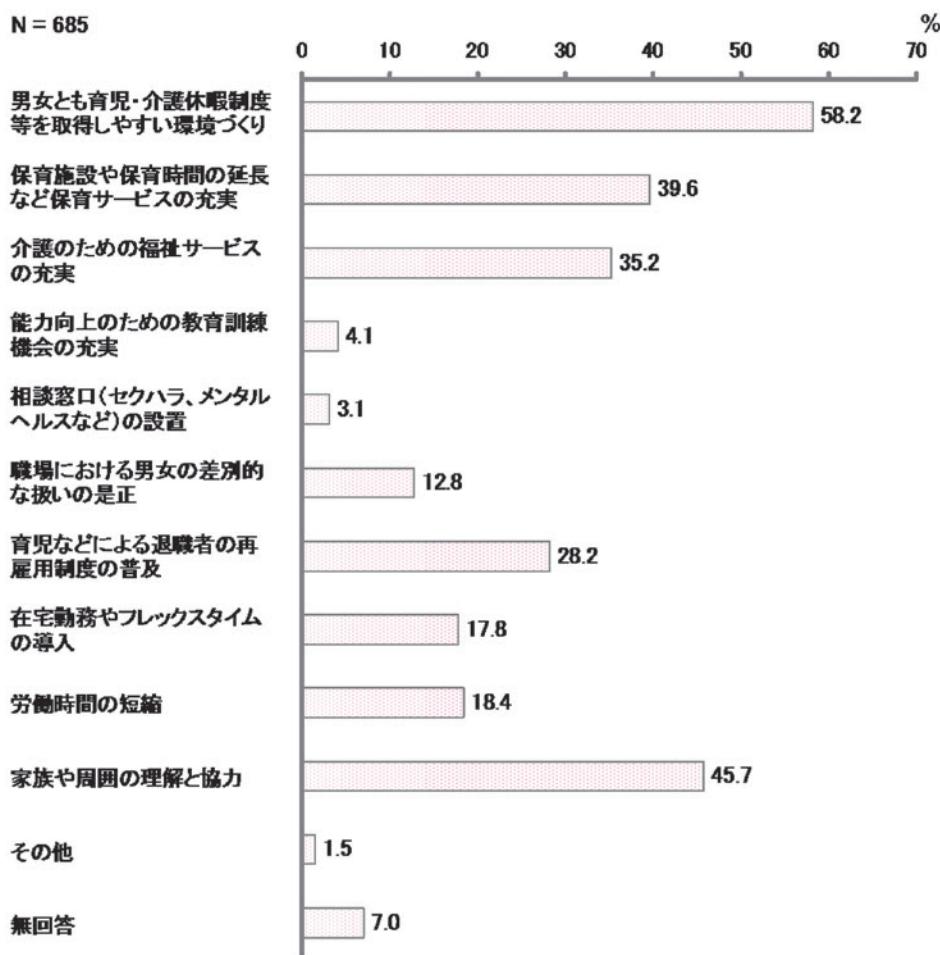
問 あなたの職場では、次にあげるそれぞれの面で男女平等になっていると思いますか。



問 一般的に、女性が職業をもつことについてどうお考えですか。

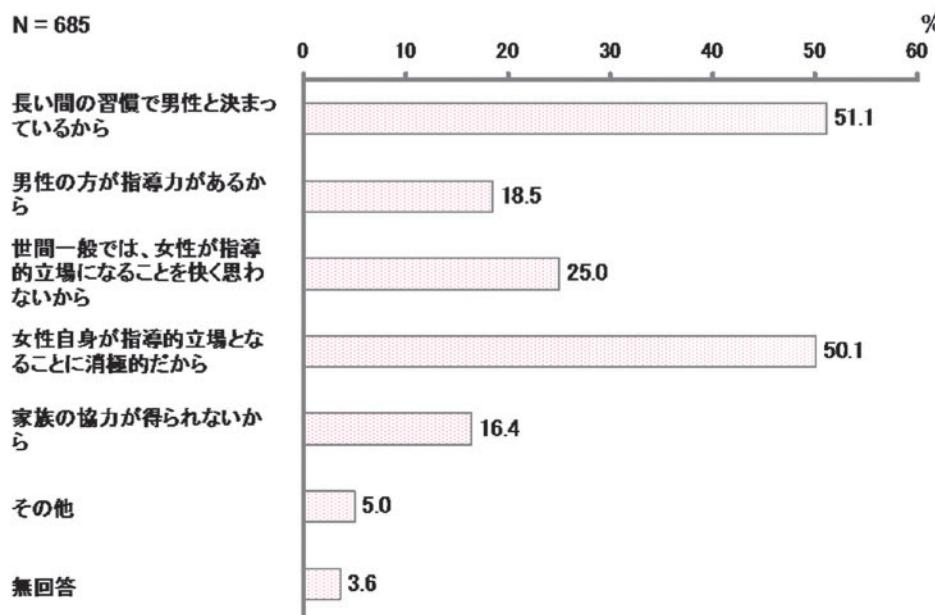


問 一般的に、男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。
(複数回答可)



(6) 社会参画について

問 町内会長やPTA会長など、地域で指導的立場にある女性はまだ少ない状況です。その理由として考えられるものは。(複数回答可)



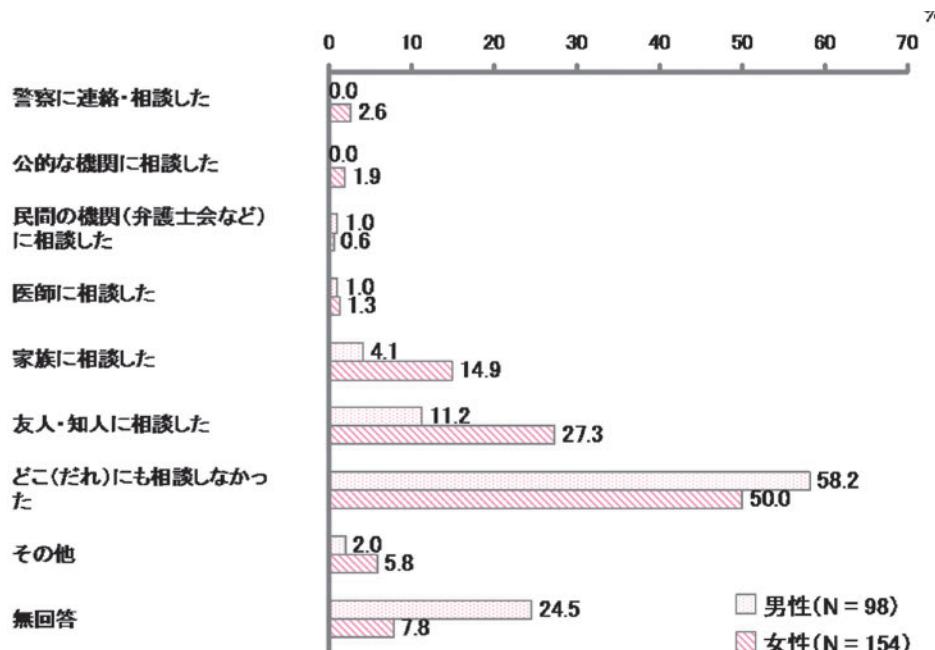
(7) パートナーからの暴力について

問 あなたはこれまでに、あなたのパートナー（配偶者（事実婚や別居も含む）恋人など）から次のようなことをされたことがありますか。



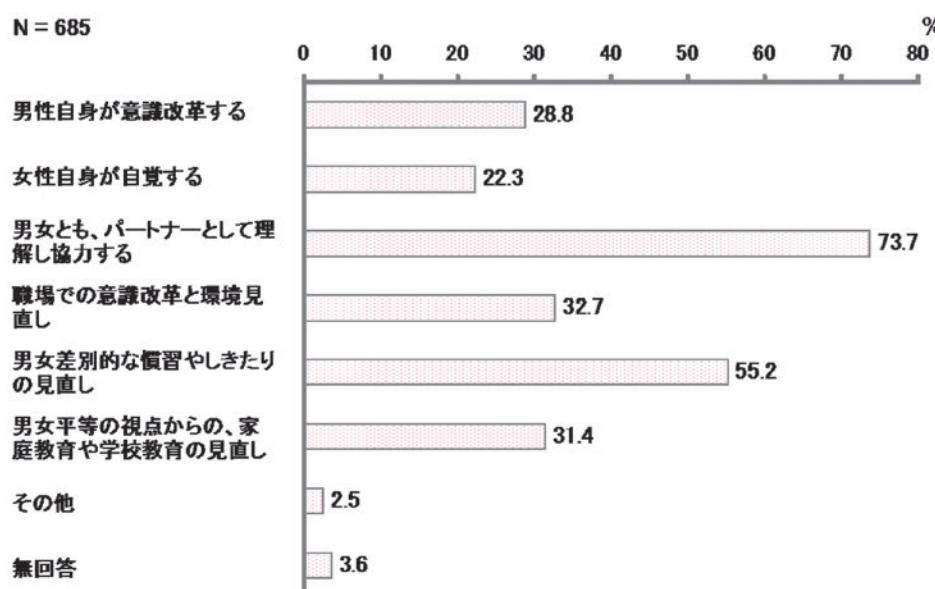
■ 何度もあった ■ 1・2度あった □ 全くない □ 無回答

問 あなたは、そのことについて誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(複数回答可)

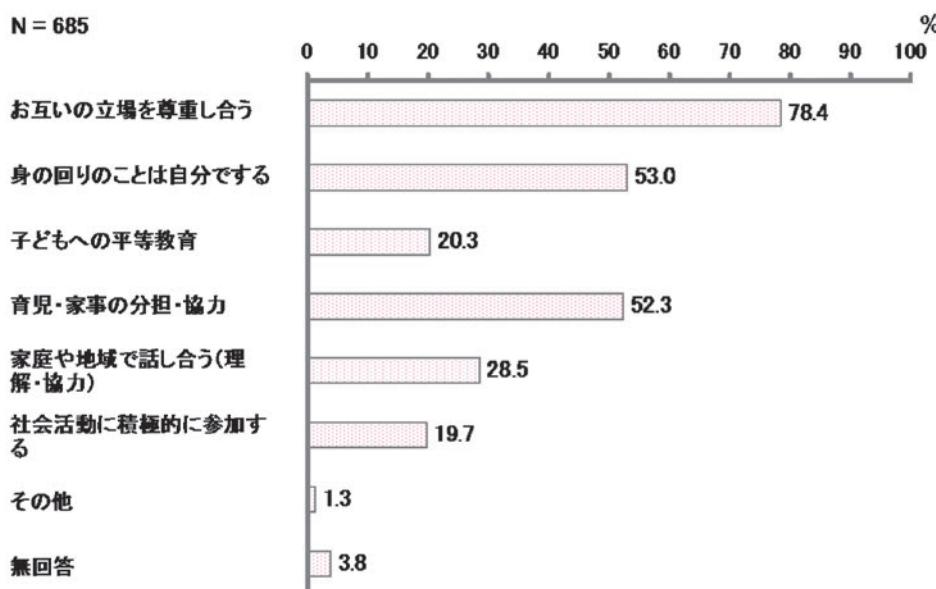


(8) 男女共同参画社会の実現について ● ● ● ● ● ● ●

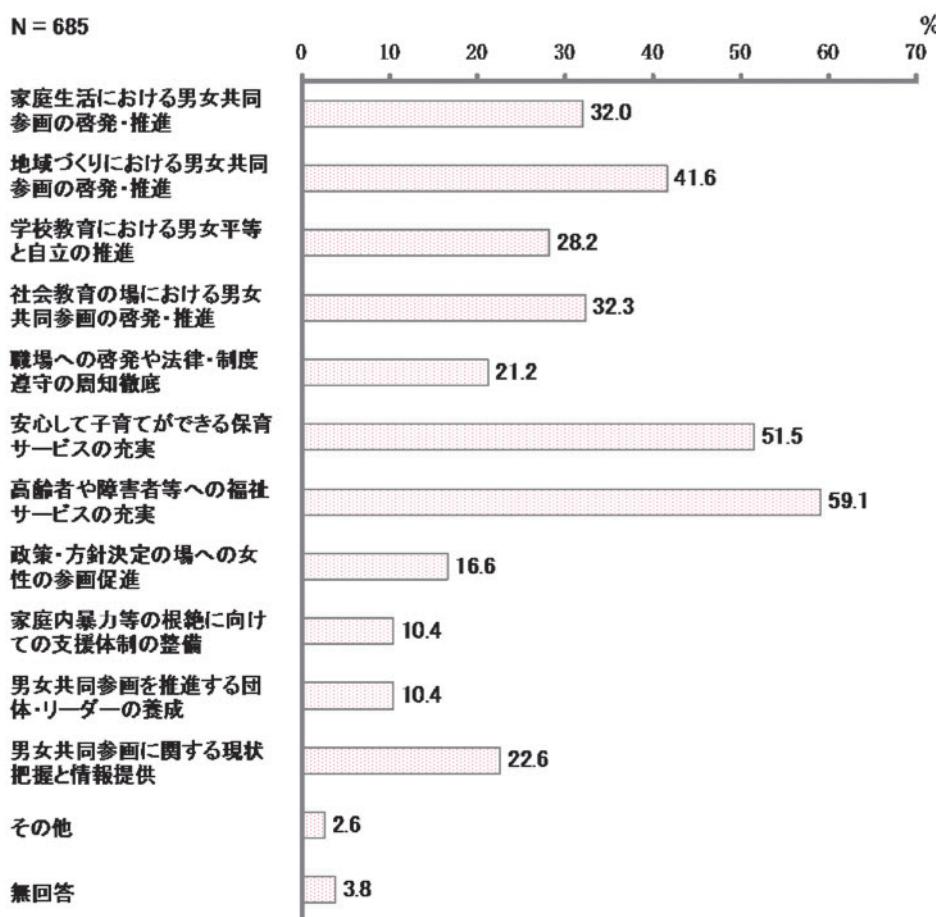
問 男女が社会の対等なパートナーとして、互いの人権を尊重しつつ責任もともに担う社会の実現のためには、何が必要だと思いますか。(複数回答可)



問 あなた自身はどんなことをしたいですか。(複数回答可)



問 今後、町（行政）はどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。(複数回答可)



資料7

男女共同参画に関する越前町・福井県・日本・世界の動き

	越前町の動き	福井県の動き	日本・世界の動き
1975年 (昭和50年)			国際婦人年（目標：平等、発展、平和）第1回世界女性会議（メキシコシティ） ・総理府に婦人問題担当室設置
1978年 (昭和53年)		婦人児童課に婦人問題担当を設置	・1977年「国立婦人教育会館」開館 1979年「女子差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)		1983年青少年婦人課に婦人対策室を設置	第2回世界女性会議（コペンハーゲン）
1985年 (昭和60年)		婦人の地位向上推進連絡会 設立	第3回世界女性会議（ナイロビ） ・「国籍法」施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女性差別撤廃条約」の批准
1987年 (昭和62年)		「21世紀をめざすふくい女性プラン」県内行動計画策定	・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定
1991年 (平成3年)			・中学校で技術・家庭科の男女共修開始
1992年 (平成4年)			・女性問題担当大臣の設置 ・「育児休業法」施行 1993年「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994年 (平成6年)			・総理府に「男女共同参画室」、「審議会」、「推進本部」設置 ・高校で家庭科の男女共修開始
1995年 (平成7年)		「福井県生活学習館」開館 (財) ふくい女性扶助団 設立 1998年「ふくい男女共同参画プラン」策定	第4回世界女性会議（北京） ・「育児・介護休業法」施行 ・1997年男女雇用機会均等法改正
1999年 (平成11年)			・「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000年 (平成12年)	旧宮崎村 意識調査 実施	女性政策室を男女共同参画室に改称	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ・「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)	旧織田町 意識調査 実施		・内閣府に「男女共同参画局」「同会議」設置 ・「男女共同参画週間」実施 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年 (平成14年)	旧朝日町 意識調査 実施年度末 旧朝日町・宮崎村・織田町「男女共同参画プラン」策定	福井県男女共同参画推進条例公布 「福井県男女共同参画計画—ふくい男女共同参画プラン」策定	
2003年 (平成15年)	旧織田町 男女共同参画推進室 設置 旧越前町 意識調査実施 年度末 旧越前町「男女共同参画推進プラン」策定	男女共同参画室を男女参画・県民活動課に改組	・2004年「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正
2005年 (平成17年)	新越前町誕生（町村合併） 男女共同参画室 設置 男女共同参画推進会議 設置 えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会 設置 男女共同参画ネットワーク 設立		国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2006年 (平成18年)	「えちぜん男女共同参画プラン」策定	「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」策定 「福井県男女共同参画計画」改定	・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催
2007年 (平成19年)	男女共同参画都市宣言		
2009年 (平成21年)	町民意識調査 実施		
2010年 (平成22年)	男女共同参画推進条例 施行 越前町男女共同参画審議会 設置		・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定



海土里織りなすふるさと越前町

男女共同参画都市宣言

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、認めあい、誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮できるまちをめざして、ここに男女共同参画都市を宣言します。

1. 家事・子育て・介護は家族みんなで分かち合い、協力しあう家庭づくりをめざします。
1. 昔からの役割や慣習にとらわれず、誰もが参画できる地域づくりを進めます。
1. お互いの個性を認めあい、誰もが意欲や能力を発揮できる職場づくりに努めます。
1. 幼い頃から、自立・平等の意識をはぐくみ、思いやりのある人づくりをめざします。
1. 世界の平和を願い、民族や文化の違いを理解し、共に生きるまちをめざします。

平成 19年12月1日

越 前 町

越前町男女共同参画基本計画
第2次えちぜん男女共同参画プラン

～人が輝く 住民主体のまちづくり～

発行：越前町男女共同参画・人権室

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL 0778-34-8715(直通) FAX 0778-34-1235

E-mail danjo@town.echizen.lg.jp

